

第495回

広島海区漁業調整委員会議事録

(委員会開催日 令和6年5月23日)

第495回広島海区漁業調整委員会議事録

1 日時及び場所

日 時 令和6年5月23日(木) 12時53分～14時46分

場 所 広島海区漁業調整委員会委員室(広島市中区基町10-52)

2 招集年月日及び招集者

招集年月日 令和6年5月14日(火)

招 集 者 会長 北田 國一

3 出席者

委員(14人) 北田國一、川岡勝義、高橋勝盛、濱松照行、箱崎照男、米田輝隆、
樋口元武、下前清弘、林建志、山田正通、海野徹也、川下求、野田秀明、
松下博紀

県(6人)	農林水産局水産課	課 長	横内 昭一
	〃	主 査	三浦 健太郎
	〃	主 査	後藤 敬太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所呉農林事業所水産課	課 長	寺田 誠
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局(4人) 福地次長、太田主任、中林主任、房尾技師

4 傍聴人(利害関係者等)

なし

5 議題及び報告結果

(1) 付議事項

第74号議案 広島県資源管理方針の変更等について

第75号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について

第76号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について

第77号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について

(2) 協議事項

第78号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について

(3) その他

・漁業調整における「関係者」の範囲等について（意見交換）

6 議事の経過

12時53分、事務局の福地次長から第495回広島海区漁業調整委員会の開会を宣言し、委員定数15名に対し14名が出席しており、本委員会が成立していることを報告した。

その後、北田会長からご挨拶をいただき、議事録署名者に高橋委員と箱崎委員を指名し、議事に入った。

(1) 付議事項

【第74号議案 広島県資源管理方針の変更等について】

議長 はじめに、「第74号議案 広島県資源管理方針の変更等について」を、上程します。
提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第74号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

後藤主査 （広島県資源管理方針の変更等について、資料1により、令和6年度のまさば・ごまさば太平洋系群の漁獲可能量が現行水準とされたことに伴い、漁獲努力量管理の指標である漁船登録隻数の数値を、令和元年1月1日現在の隻数に更新する変更である旨を説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

濱松委員 広島県にマサバやゴマサバなどを専門に狙って捕る漁業者はいるのでしょうか。

議長 いないと思います。

山田委員 ぐり網はいるのではないのでしょうか。

三浦主査 小型まき網の漁業許可をしている者はありますが、最近はサバ類の資源量が減っているため、狙って獲っている方はいないと思います。

濱松委員 資源量は、現状維持で良いのではないのでしょうか。

議長 瀬戸内海に水準を設定するだけの魚がいないように思われます。

山田委員 現行水準の説明をした方が良いのではないのでしょうか。

後藤主査 国からの通知で現行水準と言われており、農林水産統計上の広島県の数字としては、令和4年の数字で見ますと14トンのサバ類が獲れています。過去数年間は20トン前後となっています。国の基準として、（漁獲量が）10トンから50トンの間の県

は、現行水準どおりや50トン未満というような数字で国から各県に配分されます。広島県は継続して少ない数字であるため、現行水準となっています。

国の資源管理で漁獲可能量という現行の新制度になってから、こういった取組みが進められています。広島県は皆さんの感覚と同様に漁獲量が少ないといったところから、このような数字となっています。これから（漁獲量が）増えてくれば、今後何トンというような形になってくる可能性はあります。

濱松委員 現行水準で良いと思います。

議長 他にありませんか。

海野委員 9ページの第4、例えば、漁獲可能量・資源管理に関する事項など、非常に文章がわかりにくいため、工夫が必要だと思います。

後藤主査 確かにわかりにくい部分があるため、工夫が必要であると感じています。国の書き方等を参考にしている点もあることから、今後、工夫させてもらいたいと思います。

議長 では、第74号議案「広島県資源管理方針の変更等について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第74号議案は、原案のとおり承認します。

【第75号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について・第76号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について】

議長 続いて「第75号議案 小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について」、「第76号議案 船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」を一括上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第75号議案及び第76号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について、及び船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について、資料2及び3により、許可の有効期間満了に伴い許可公示を行う旨を説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

箱崎委員 現に操業しているのでしょうか。

房尾技師 操業しているかについては確認できていませんが、許可は出ています。

箱崎委員 船を持っているということでしょうか。

房尾技師 所有船舶を特定して、許可が出ているということです。

米田委員 潜水器の方は、何を獲るのでしょうか。貝ですか。

三浦主査 ナマコやサザエ、アワビ等の底ものとなっており、魚類は獲ってはならないという事です。

山田委員 アワビも議題に入っているのでしょうか。以前あわび漁業の許可の際に、この場で操業期間の制限をしようということで提案させていただいております。10・11月が産卵期であるため、島根県であれば、10月・11月は操業禁止となっています。この場で審議しましたが、中途半端に終わり、今後も継続検討しようということになったと思います。全国的に操業制限があり、規制がないのは、当時は広島・岡山・香川だけだったと思います。今一度、産卵期のあわび漁業の規制について検討すべきであると考えています。県がどのように検討されたのか不明のため、改めて提案しようと考えていました。

三浦主査 以前、山田委員から、あわびの資源管理について産卵期の禁止期間を設けた方がよいのではないかという意見をいただきました。全国的に制限について調べたところ、確かに禁止期間を設けているところが多かったですが、瀬戸内海の近隣である岡山や香川については、制限を設けていません。また、県内の漁業協同組合（における漁業権行使規則）では、呉豊島漁協が期間の制限を設けていましたが、他の漁協については、特段制限を設けていません。あわび漁業の許可として漁業権の区域以外だけに制限を設けることは、公平性の観点から現状では難しいと考えています。今後の課題として、各漁業権とのバランス等も考え、継続検討していきたいと考えています。

山田委員 継続審議するという事ですね。制限を設けていないのは、岡山・香川・広島ということで、砂地が多く岩場が少ないところであると言えます。資源管理しなくて良いという話であるならば、それでも良いと思いますが、広島県は、わざわざあわび漁業を入れて、今回30件以上の許可を出しましたし、新規に漁業権も入れたことから、そのような状況の中で、そのまま放っておいて良いのかと言えば、それはおかしいのではないかと考えます。全国的に規制をかけている中で、新たな漁業権の許可を出した、漁業権の免許をした中で、それが結構重要な資源となっていると考えると、資源はある程度管理しながら、生産しようというのが基本的な考えだと思います。前回も言いましたが、操業期間の制限、産卵期を除く必要があると思います。

三浦主査 制限の方法としては、禁止期間を設けるということと、殻長制限というものがあるかだと思います。広島県のあわび資源の産卵期がいつ頃かというような知見が十分でないため、どういう方法から始めるのかということも含めて検討させていただければと思います。

山田委員 アワビも種類があるため、広島県内にどの種類がどれだけ生息しているかというのがわからない。わからない中であわび漁業を許可したため、あわび漁業って何な

のって話にしかならないのだと思います。例えば、広島県はクロアワビが多く生息しているため、クロアワビ対象の漁業として考える。そしたら、例えば操業時期の制限は、おのずと出てくると思います。それなのに、前提がない、生息状況がわからないのに、許可しましたで済むのか、という疑問があります。

継続検討は良いですが、どのような形で検討されるかも含め、改めて言わないと同じことの繰り返しとなってしまいます。

議長 産卵期等をよく調べて、後日改めて議論をしましょう。他にありませんか。

松下委員 資料3-2の「当該漁業を営む者の資格」の項目ですが、この中に「共同漁業権の漁業権者が」と記載されていますが、これは具体的には漁協ということで良いでしょうか。漁協が操業に同意したと記載があるが、どういう場合に同意する等の指針はあるのでしょうか。それとも漁協の先天的な裁量に委ねられているのでしょうか。

濱松委員 潜水器の許可を持っていない組合員が多いが、許可を持っている組合員が所属している組合が、近隣の組合の漁場に入れさせて欲しいとお願いして同意を貰っています。別の漁業で世話になることもあり、組合間で友好的な関係を維持しています。

松下委員 それぞれの漁協の政策的な融通を図るために、同意可否の判断があるということですね。委員の意見を批判しているわけではないのですが、免許なので、それだけで同意の可否を判断するのは正しいのでしょうか。

三浦主査 この操業区域5というところは、自分の漁協以外も含まれていることから、漁業権者の同意というのが資格として入っているものです。県としては、その同意があるから許可を出す、同意がないから出さないというのは適正ではないと考えています。区域を設定するに当たり、事前に調整が整っているところについて操業区域を設定し、そこで実際に操業できる者は漁業権者が同意した個人という方針を定めておりますので、この同意の範囲が変われば、まず潜水器漁業の許可方針で区域等を設定し直してから許可をするという流れになっています。

松下委員 同意をしたからといって、必ずしも許可を与えるわけではないということですね。同意を得た者の対象から許可をするということであって、同意を得た者が必ず許可されるということではないということで、正当性が維持されているということで理解しました。

三浦主査 同意があることを確認して、人数や操業区域を設定するという点からすれば、結果として同意がある者に対して許可を出すということにはなります。

松下委員 結果としてということですね。分かりました。

議長 ほかになければ、採決してよろしいでしょうか。それでは、採決は別々に行います。まず、第75号議案「小型まき網漁業に係る申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第75号議案は、原案のとおり承認します。続いて、第76号議「船舶を使用する潜水器漁業に係る申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第76号議案は、原案のとおり承認します。

【第77号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について】

議長 続いて「第77号議案 あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」を上程します。提案理由を事務局から説明してください。

福地次長 （議案内容により、第77号議案の提案理由を説明した。【提案内容は県から説明する旨発言】）

房尾技師 （あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について、資料4により、許可の有効期限の満了に伴い、許可方針に定める定数の見直しを行うとともに許可公示を行う旨を説明した。）

議長 ただいま県から説明がありました。委員の皆さま、ご意見・ご質問をお願いします。

濱松委員 どこまでが素潜りとなるのでしょうか。

三浦主査 素潜りは広島県ではボンベやホース等の器具を使わないもので、足ひれやウェットスーツについては、広島県では素潜りの範疇としています。

濱松委員 うちの漁場では、夏ごろにウェットスーツを着て足ひれを付けた人が増えます。そんな道具を揃えているような人は、ボンベを持っている可能性があると思います。スーツを着た人は、素潜りから外した方が良いと思います。

三浦主査 もしそのような疑義があれば、県の取締グループや保安部と情報共有しますので、また情報提供いただければと思います。

議長 他にありませんか。

箱崎委員 これは組合員のみ許可ですか。一般の人も対象になるのでしょうか。

三浦主査 あわび漁業は漁業の許可なので、一般の方は許可を取れません。

議長 他にはよろしいですか。では、第77号議案「あわび漁業の許可方針の改正並びに申請期間等の公示について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第77号議案は、原案のとおり承認します。

(2) 協議事項

【第78号議案 山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について】

議長 それでは協議事項に移ります。第78号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」、事務局から説明してください。

福地次長 （資料5により、山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について、令和6年度の連合委員会はWEB会議方式により7月中の開催で調整中であり、広島海区からの要望は、昨年度と同様にふぐ・あなごはえなわ漁業につき6統（うち1統は5トン以上）であることを説明した。）

議長 ただいまの説明について、委員の皆さまのご意見・ご質問があれば、お願いします。何かありませんか。

箱崎委員 陸地からはどのくらい離さなければならないのでしょうか。（陸地の）際からは良いのでしょうか。

議長 際からは許可されていません。昔はA海区、B海区等と分かれていましたが、いまは分かれていません。

福地次長 協定として記載はありませんが、地元のローカルルールには従うということになっています。この資料に記載されていない取扱いもあると思います。

議長 山を見て、AからBの見通しの線からは入ってはいけないということ等、あったと思います。

箱崎委員 すべての関係漁協へまわるということであれば、大変だと思います。

議長 他にはよろしいですか。では、第78号議案「山口・広島連合海区漁業調整委員会の入漁協定について」は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 また、この案を踏まえ、入漁交渉及び協定の締結については、交渉委員に一任することによってよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 異議なしということで、第78号議案は、原案のとおり承認し、交渉委員に一任することとします。

(3) その他

【漁業調整における関係者の範囲について】

第493回海区漁業調整委員会において改めて議論の場を設定することとしていた「漁業調整における関係者の範囲について」、属性と面的範囲の二つの切り口から2回に区分し、県の考え方を説明したうえで意見交換を行いたい旨、県から提案があり、そのとおり進めることとなった。

県の考え方（資料6により福地参事が説明）

関係者について、初回は属性の面から考え方を説明。許可漁業の制限措置は漁業調整若しくは公益上の必要のためにのみ行い得るため、漁業調整上及び公益上の利害関係を有す

る者（例：現に許可を受け操業する者、新たに参入を希望する者、資源又は漁場が競合する者若しくは公益事業を行う者等）が「関係者」となる。また、制限措置等の変更要望があった場合、県において個別の状況を調査・検証し、変更しても問題ないと判断できた段階で海区委員会に付議したうえで決定する。

委員の意見

・関係者という言葉は、国や法令等で定義されているわけではない。資料6-4の1の(2)には、「海区漁業調整委員会」というのが出てこず知事の裁量の話になっている。関係者とは漁業調整委員会になるはずで、県は内容について整理した上で委員会に付議するのが本来の姿である。（山田委員）

・法令の定義の趣旨や目的を検討し、解釈・適用しなければならないという発想自体は正当なことで、この提案は評価できるが、結論として今の段階では文理的に統一性を持っていない。漁業をするということは本来的には「国民の自由」という発想であれば、規制にあたって厳格な態度が必要であることは必然的な結論で、資料6-4の(2)の関係者の合意における「関係者」に参入を希望する者が入るのであれば理解できる。合意形成において、参入希望者が協議に参加できるということは自然の流れ。私見だが、合意というのは1つの事情なので、合意が確認された場合「等」といった表現を検討してほしい。（松下委員）

・定数を増加させることと、これから新規に希望される方に対し漁業を許可するということは別なので、その辺りの整理も検討してほしい。（山田委員）

・実態調査がなされていないから、このような定数の問題が生じるのではないか。（米田委員）

・過去の調整事例はどうであったのか。参入したい人と受け入れる人とが、お互いが納得していれば良いのではないか。操業実態や調整状況を把握する手順を作ってから委員に意見を聞くというのはどうか。（樋口委員）

・県の次回の説明を聞いてから、また意見交換をしたらよい。（川岡委員）

意見交換の結果、属性面からの検討はこれで終了し、次回以降に面的範囲からの意見交換を実施することとして終了した。

議 長 他に何かありませんか。

房尾技師 （短期免許の要望があるため7月と10月に臨時で委員会を開催する旨の発言）

議 長 これをもちまして、第495回広島海区漁業調整委員会を終了します。慎重審議をしていただきありがとうございました。

（14時46分閉会）